

「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）（改訂案）」
に関する都道府県からの御意見について

令和 8 年 7 月 10 日

内閣府公益認定等委員会事務局・公益法人行政担当室

通し番号	御意見	御意見に対する内閣府の考え方
1	【該当部分】 44 頁 14 行目 第 2 章第 4（2）2 つめの○ 【質問・意見】 ここに記載されている文章の趣旨は、例えば、公 1、公 2、公 3 のうち、公 1 のみ変更する場合に、公 2 及び公 3 についても簡潔に記載する形で申請書の記載事項を改めることができるということか。それとも、公 1－1、公 1－2 のうち、公 1－1 のみを変更する場合に、公 1－2 も改めることができるということにとどまるのか。「公益目的事業全体について」とあるが、この「全体」が指す範囲が明確ではなく、現状の記載では趣旨が分かりにくい ため、具体的に整理した説明をお願いしたい。 さらに、上記の疑問に基づけば、注 31 の例は申請書記載事項を改めることができる具体例として適切ではないようにも見受けられるため、本文の記載に見合った内容に修正していただきたい。	公 1、公 2、公 3 のうち、公 1 のみ事業内容を変更する場合に、公 1、2、3 の全てについて申請書記載事項を簡素化する場合に変更を行うことができます。御意見を踏まえて、以下のとおり修正します。 「○ なお、複数の公益目的事業を実施している公益法人が公益目的事業について変更申請を行う場合には、変更認定の直接の対象ではない事業も含めた当該法人の<u>全ての公益目的事業全体</u>について、ガイドラインに即して公益目的事業該当性の判断に当たって必要な事項を端的かつ簡潔に記載する形に申請書記載事項を改めることができる。」 また、注 31 については申請書記載事項の簡素化をする場合、どのような記載事項を簡素化できるかを例示しております。御指摘を踏まえて、以下のとおり修正します。 31 <u>簡素化の方法</u>としては、例えば、既存の申請書記載事項として、公益認定の時点において実施していた事業の実績や、毎年の経営判断により変更が見込まれる事項（開催地や参加者数など）

		について記載している場合は、該当する内容の事業計画書や事業報告への記載を前提に当該記載を削除することが考えられる。
2	【該当箇所】 29 頁 3 行目、26 頁 8 行目 P29 事業の受益の機会（応募要件、参加要件等）について記載する。募集等を行う場合は、募集等の方法を記載する（募集等の方法は、事業計画書において記載する旨の記載で可）。 P26 公益目的事業の趣旨・目的や事業概要、受益の機会、受益者の義務、事業の合目的性確保の取組等に関する基本的な考え方及び原則が示されていれば足りることとし、事業の規模や詳細設計など法人の毎年の経営判断で行われるべき事項は、事業計画書等に記載することを原則とする。 【質問・意見】 受益の機会の記入要領については括弧書きに「応募要件」とされていることから、受益の機会については、募集要項に記載されているような具体的な要件まで記載しなければならないように思われます。 一方、記載事項の基本的な考え方においては、「申請書記載事項には、公益目的事業の基本的な考え方及び原則が記載されていれば足りる」とありますが、例えば、同一の事業の趣旨・目的の範囲内で複数の助成事業を実施している場合、申請書記載事項として個々の助成事業の応募要件をどの程度まで記載する必要があるのでしょうか。この点に関する説明を追記していただきたいです。	申請書における事業の受益の機会（応募要件、参加要件等）の記載については、法人の事業が「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」といった公益目的事業該当性の要件を満たしていることを明確にする趣旨で法人に記載を求めているものであり、基本的な応募要件や条件を記載していただく必要があります。その上で、申請書に記載された範囲で、公益法人の経営判断により詳細を決定することも可能としています。 また、公益目的事業該当性の判断に影響を与えない「募集等の方法」については、「事業計画書において記載する旨の記載で可」としているところです。 御指摘のように複数の助成事業を実施している場合においても同様に、申請書に基本的な応募要件や条件を記載していただく必要があり、複数の助成事業において応募要件が同じであれば、まとめて記載していただくことも可能です。 事業の内容によって応募要件の設定の仕方は様々であり、画一的に記載の粒度を示すことが困難であることから、ガイドラインにおいて基本的な考え方を示しておりますが、例えば、奨学金事業においては、募集要項を HP 等で公表し、応募機会を不特定多数の者に開いていることを説明し、詳細な応募資格については募集要項に記載する形としている事例もあります。

3	【該当箇所】 29 頁 7 行目、44 頁 9 行目 P29 申請書に助成対象を「〇〇学その他事業計画書に定める分野」とするなど、事業計画書等の定めに従い、受益の機会を広げ得ることを申請書に記載できる。 P44 ②事業計画への記載を前提に、受益の機会について、趣旨・目的及び定款の範囲内で申請書に記載した支給対象等を拡大する変更。一度広げた対象を、申請書の記載まで狭める変更も同様とする。 【質問・意見】 現行法人の移行措置として、支給対象等を拡大する変更は変更届出事項として取り扱うとされています。 一方、申請書記入要領において、「事業計画書等の定めに従い、受益の機会を広げ得ることを申請書に記載できる。」とあります。 新しい申請書に切替後、事業計画書等の定めに従い、受益の機会を広げ得ることを申請書に記載していない場合に、現行法人の移行措置にあるような支給対象等を拡大する変更をするときは、記載事項の変更を伴うことから、変更認定が必要となるのでしょうか。	「事業計画書等の定めに従い、受益の機会を広げ得る」との記載の有無に関わらず、新様式において申請書記載事項は簡略化されていると考えられるため、このような事業の内容については申請書ではなく事業計画書で記載すべき事項であり、変更認定を要しないものと考えられますが、個別の申請書記載事項の内容を踏まえて、適宜判断するものと考えられます。
4	【該当箇所】 31 頁 5 行目、26 頁 2 行目及び 44 頁 6 行目 P31	旧様式におけるチェックポイントに該当する旨の説明について、ただちに一律に申請書記載事項として扱わないとすることには、これまでの実務の蓄積との関係で整理すべき課題もあると考

	「(2) 事業の公益性について」におけるチェックポイントに該当する旨の説明に係る記載は、申請書記載事項として取り扱う。 P26 従来、申請書の別紙2においてチェックポイントに該当する旨の説明及び事業を継続的に行うために必要な許認可等について記載を求めていたものである。これらについては、引き続き申請書への記載を求めるが、申請書記載事項とは扱わないものとする。 P44 事業の実績等については、変更申請時の状況を記載したものとして、申請書記載事項と考えない。 【質問・意見】 今回、分かりやすい記載となりましたが、事業の実績等については、変更申請時の状況を記載したものとして、申請書記載事項と考えないとされた一方で、チェックポイントに該当する旨の説明に係る記載の扱いについて、制度改正前後で、申請書記載事項として扱うかどうかが異なっている。 チェックポイントに該当する旨の説明が、新旧で取扱いが異なることについて、別々の箇所に記載があり、分かりにくいことから、この際、制度改正後のように申請書記載事項とは扱わないようにしてはどうか。	えているところ、このような要望がある点も踏まえて、今後とも検討してまいります。
5	【該当箇所】 また、事業の実績等については、変更申請時の状況を記載したものとして、申請書記載事項と考えない。 【質問・意見】	事業の実績について、例示いただいた、具体的な実施回数や参加人数、金額の他、開催場所などが含まれますが、基本的には毎年度の事業の遂行の中で当然に変化する事項が該当すると考えられます。 なお、御指摘のような多数の小さな事業を実施している場合に

	「事業の実績等」とは、具体的な実施回数や参加人数、金額等のみを指すのでしょうか。 例えば、１つの公益目的事業の中で多数の小さな事業を実施している法人が、その小さな事業を廃止又は新たに追加した場合、公益目的事業の趣旨・目的に反していないのであれば、それらの小さな事業を実績としてとらえ、申請書記載事項とは考えないとするのが可能なのでしょうか。「事業の実績等」がどの範囲のものになるか、目安となる考え方がありましたらご教示ください。	ついて、毎年度の事業の遂行の中で当然にその小さな事業の廃止又は追加などの変化があり得ると言えない場合には、「事業の実績等」とみなすことはできないと考えられます。ただし、事業の単純な一部廃止については、そもそも変更届出事項となっております。（認定規則第９条第３号イ）
6	【該当箇所】 P30 21 行目 P31 1 行目 P44 1、2 行目 第２章 公益目的事業該当性の判断 第１節 総論 第２ 申請書記載事項 （３） 既に認定されている公益目的事業に係る申請書記載事項の取扱いについて 等 【質問・意見】 ○変更認定・変更届出関連【意見】 変更認定・変更届出についての区分は、既に 1. 令和７年４月１日より前に公益認定を受けている法人 （旧様式使用）	御指摘を踏まえて表現について修正させていただきました。

	2. 令和7年4月1日以降に公益認定を受けている法人 (新様式使用) に大別されると思われます。 ガイドライン内で、上記に該当または関連すると思われる記載が ・既存の公益法人の新しい申請書への切替え ・新しい申請書への切替えを行わない公益法人 ・現行法人の移行措置 ・申請書記載事項について申請書に細かく記載を置いている 法人 などの表現に分かれているため、統一感を持った記載への修正をお願いしたいと思います。	
7	【該当箇所】 P32～P35 第2章 公益目的事業該当性の判断 図 【質問・意見】 ○変更認定・変更届出関連【意見】 変更認定・変更届出に関して、今回の制度改正で従来と比較して柔軟かつ簡素化した取り扱いが示されており、 P.32～35に記載があるとおおり、＜標準化前＞・＜標準化後＞（イメージ）として、期限を設けないまでも、貴府としては 新制度適用による新様式への切替えを推奨していると思われ ます。 但し、「新制度への移行に当たっては ～ 変更認定申請の機会に行う必要	申請書記載事項の簡素化については、簡素化の際の表現によっては、認定を受けている事業の公益性に影響を与える変化が生じる可能性を排除することが困難であり、変更届出事項とすることは適切ではないと考えられます。 しかしながら、変更認定の機会が非常に限定的な法人も多いという御意見も踏まえて、申請書記載事項の簡素化の進め方は今後検討してまいります。 なお、1月29日事務連絡で対象としている書類は事業計画書等の作成時に提出する公益目的事業の種類及び内容（別紙2）であって、公益認定の申請書自体が対象となっているわけではありません。

	がある。」と注釈で明記されたままとなっております。 現状、東京都では変更認定申請が年間数件に留まるレベルであり、変更認定申請時の切替えでは数十年経っても切替えが完了せず、新制度と旧制度の手続きが併存することとなり、法人・行政庁ともに手続きの簡素化が進みません。 また、公表が義務付けられている事業内容について、新法の趣旨に基づく「法人の事業の種類・内容についての透明性の向上、自律的見直し」に伴う簡素化の動きを排除すべきでないと考えられます。 つきましては、以下の事由も踏まえ、旧制度による旧様式使用法人の新制度への移行に関し、行政庁が事業内容に一切の変更がないことを確認することを前提として、変更届出でも可能であるよう認めて頂くことを要望します。 <事由> 1. 新様式への切替えについては、<標準化前>・<標準化後>（イメージ）の記載事例を見ても、既に認定を受けている内容と比較して、新たな文言や内容の追加はないことから、変更認定申請案件として委員会等の審議を経ることなく、変更届出の取り扱いでも対応可能と思われます。 2. 申請書記載事項に関しては、令和8年1月29日付事務連絡で、変更認定申請だけでなく、変更届出についても記載事項に反映することが可能である旨の運用が示されています。 委員会等での審議を経ていない変更届出の内容が公表可能であることが	
--	--	--

	ら、一定の基準を設ければ変更届出でも新様式への 切替えは可能と思われます。 3. なお、基準の例としては、法運用の透明性を確保し、正確な理解を促進する観点から、認定法等に係る各種判断の位置づけとしての「事例集」（例：「調査・資料収集」「講座・セミナー・育成」など複数の事業区分に跨るケース等）の作成などがあれば、対応可能と思われます。	
8	【該当箇所】 P31 4 行目 P43 14 行目 注釈 30 P44 8 行目 第 2 章 公益目的事業該当性の判断 第 1 節 総論 第 2 申請書記載事項 （3） 既に認定されている公益目的事業に係る申請書記載事項の取扱いについて 等 【質問・意見】 ○変更認定・変更届出関連【意見】 1. 新・旧制度適用の法人が混在する中で、変更認定・変更届出に関する抽象的な文言が複数あるので、新・旧制度での個々の文言の定義及び記載の統一感を図ることを要望します。 ・ 軽微な変更	御意見も踏まえて、分かりやすい表現を検討してまいります。 また、関連する記載をまとめて確認できるよう、索引の作成を予定しております。

	・字句の訂正その他 ～ 公益目的事業の内容に実質的な影響を～明らかなもの ・令和 6 年の制度改革以前と異なり～公益目的事業の内容に 実質的な影響を～ 解釈は、限定的に行う必要がある。 ・事業計画・事業報告への記載を前提に、付随的事业の追加 上記の抽象的な文言の定義などについては、注釈等により該当頁近くにまとめて記載されている方が、変更認定・変更届出の判定がわかりやすくなると思われます。 また、旧制度で利用していた「変更認定・変更届出ガイド」 （平成 29 年 1 月版）との対比も明確になり、法人にとって理解しやすいと思われます。	
9	【該当箇所】 P26 5 行目 P31 5 行目 第 2 章 公益目的事業該当性の判断 第 1 節 総論 第 2 申請書記載事項 （1） 基本的考え方 等 【質問・意見】 ○変更認定・変更届出関連【意見】	制度改革以前には、チェックポイントに該当する旨の説明の部分に公益性の判断に関わる記載がなされていた事例もあると承知しており、旧様式におけるチェックポイントに該当する旨の説明について、ただちに一律に申請書記載事項をとして扱わないと整理することには課題もあると考えているところ、このような要望がある点も踏まえて、今後とも検討してまいります。

	旧制度適用法人が新制度適用法人と比較して、事業の裁量が狭まると思われる記載が見受けられますので、変更認定・変更届出の簡素化に結び付く運用等の改善を要望します。 <チェックポイントの位置づけ> (新様式) 申請書記載事項とは扱わないものとする (変更認定申請は不要) (旧様式) 申請書記載事項として取り扱う	
10	【該当箇所】 P44-P45 第2章 公益目的事業該当性の判断 第1節 総論 第4 変更認定事項と変更届出事項 (1) 基本的考え方 (2) 現行法人の移行措置について 【質問・意見】 ○変更認定・変更届出関連【質問】 今回のガイドライン改訂は、変更届では原則申請書記載事項の修正ができないという従来通りの扱いから変更はないように見受けられます。 一方で(2) 現行法人の移行措置について②・③において「申請書への記載は変更しない」の旨の記載が削除されておりますが、変更届において、申請書記載事項はどこまでの修正が可能なのでしょうか。「令和7年4月1日以降の変更届は、事業の一部廃止等を除き申請書への反映不可」とされていた従来の手続きが変更となり、変更届出事項について該当の①～③の場合は、申請書(2. 個別事業の内容について)に反映して良いという	申請書記載事項を変更届出により変更できる事例については、認定規則9条3号イロハで規定されている項目に限られております。今般の改訂では、現行法人の移行措置②・③についても規則9条3号ロに基づく告示に該当するものとして変更届出により申請書記載事項を変更できるものとしましたが、その他の内容については、引き続き申請書記載事項の変更に変更認定が必要という原則には変更はありません。したがって、旧様式を使用した記載の簡略化を変更届出によって行うことはできません。

	理解でよろしいでしょうか。また、旧様式を使用した記載の簡略化は認められるのでしょうか。	
11	【該当箇所】 P44 14 行目 第 2 章 公益目的事業該当性の判断 第 1 節 総論 第 4 変更認定事項と変更届出事項 (2) 現行法人の移行措置について 【質問・意見】 ○変更認定・変更届出関連【質問】 こちらに記載されている「変更申請」とは変更認定申請のことを示しており、変更認定申請があった場合のみ、直接の対象ではない事業も含めて申請書記載事項の簡略化ができるということでしょうか。	貴見のとおりです。
12	【該当箇所】 P173 第 5 章 公益法人が遵守すべき財務規律等 第 1 節 財務規律 第 3 使途不特定財産額の保有の制限（認定法第 16 条） (2) 使途不特定財産額の算定 ① 控除対象財産について ア公益目的保有財産（継続して公益目的事業の用に供する公益目的事業財産）	運用を行いながら取り崩しを行う公益目的保有財産については、単に制度の利便性のみを検討しているわけではなく、例えば、取り崩した財産を公益目的保有財産の積み増しに充当し、適切に寄附者の意思に従った公益目的事業に費消されない懸念があると考えており、既に情報開示を求めているところですが、御指摘も踏まえて、財産の性質を踏まえた適切な区分が行われるよう法人に必要な情報提供を行ったり、控除対象財産の区分が適切になされているかどうかの事後チェックの強化を行うことなどの対策も今後検討してまいります。

	【質問・意見】 最後に追加された「○」の部分については、こうした１号と６号財産の中間的な使途指定財産は、定義の混乱を招きかねないと考えます。利便性・柔軟性のみを最優先した「必要に応じて取り崩すことができる」という使途指定の仕方については、使途指定の仕方に大きな影響を与え、同様な使途指定が増えひいては１号と６号財産の区分の崩壊につながる懸念があります。よってせめて「上記の様な使途指定をせざる得ない場合でも、極力１，６号に分離した使途指定を指導し、真にやむを得ない場合にはその理由についても明確化する必要がある、公表することとする」ことを条件として追加願います。	
13	【該当箇所】 第５章 公益法人が遵守すべき財務規律等 第１節 財務規律 第３ 使途不特定財産額の保有の制限（認定法第１６条） （２） 使途不特定財産額の算定 ① 控除対象財産について 力指定寄附資金（寄附その他これに類する行為によって受け入れた財産であって、当該財産を交付した者の定めた使途に充てるために保有している資金（当該資金から生じた果実を除く。）） 【質問・意見】 後に追加された「○」について、このケースの場合においても、６号財産の果実は新会計基準下では、仮に使途指定を受けていても一般純資産にしなければならないことを明確に挿入願います。例えば「・・・当該財産を運用	新会計基準の経過措置期間中ですので、旧会計基準と新会計基準に対応できる表現としています。

	しつつ、果実（新会計基準下では一般純資産に計上）と併せて財産自体……」のような混乱・疑問を生じさせない表現として頂きたいと考えます。	
14	【該当箇所】 P201 2-6 行目 第5章 公益法人が遵守すべき財務規律等 第2節 情報開示 第1 財産目録等の備置き・閲覧、公表等（認定法第21条及び第22条）（1）事業年度開始前に作成・備置きする書類（認定法第21条第1項） ④公益目的事業の種類及び内容、収益事業等の内容を記載した書類（認定規則第45条第4号） 【質問・意見】 ○変更認定・変更届出関連【質問】 「変更認定又は変更届の申請書記載事項を踏まえて記載」ということは、法人が任意に記載内容を簡略化して良いという趣旨だと思いますが、その場合、行政庁はどこまで確認を行う必要があるでしょうか。また、「最新の事業の実績等を反映」と記載がありますが、実績は事業報告に記載されるべきで、事業計画には不要ではないでしょうか。	事業の実績等については、御理解のとおり、事業報告において記載されるべきですが、申請書記載事項に過去の実績が記載されている結果、当該内容を最新のものに更新したいという要望が多く法人から寄せられていることを踏まえて、このような取扱いとしているものです。
15	【該当箇所】 29 頁 ④ 1 行目 受益者の義務（受益の条件（対価など））及びその公表方法について記載する。	P33 の事例について御指摘のとおり追記することとします。

	【質問・意見】 当該記載からは申請書記載事項として受益の条件の公表方法を記載しなければならないように理解しましたが、33 頁に記載されている標準化後のイメージ（４）には公表方法が記載されていないように思います。 例えば他の資料（チェックポイント等）で義務・条件の公表方法が記載されていれば申請書記載事項には記載しなくてよいなど、別途取扱い等がありましたらご教示いただけますと幸いです。	
16	【該当箇所】 31 頁 5 行目 なお、旧様式において「（２）事業の公益性について」におけるチェックポイントに該当する旨の説明に係る記載は、申請書記載事項として取り扱う。 【質問・意見】 旧様式におけるチェックポイントに該当する旨の説明に係る記載が申請書記載事項となるということは、変更届出で当該記載を変更することはできないのでしょうか。 （事業の概要と同様、事業の廃止等限られた場合、もしくは新様式において申請書記載事項となるような記載以外の変更の場合等のみにおいて、記載内容の変更は可能という取扱いになるのでしょうか）	貴見のとおり、旧様式におけるチェックポイントに該当する旨の説明は申請書記載事項であり、公益認定規則第 9 条第 3 号に該当するには、変更届出で申請書記載事項の修正が可能です。
17	【該当箇所】 44 頁 8 行目～12 行目 ② 事業計画への記載を前提に、受益の機会について、趣旨・目的及び定款の	貴見のとおりです。

	範囲内で申請書に記載した支給対象等を拡大する変更。一度広げた対象を、申請書の記載まで狭める変更も同様とする。 ③ 事業計画への記載を前提に、選考に係る質の確保についてチェックポイントに係る説明事項に実質的な変更がないことが明らかな変更 【質問・意見】 従前は②③ともに「申請書記載事項は変更しないものとする」旨の記載がありましたが、変更届出で修正する内容について、申請書記載事項に反映してよい取扱いに変更されるのでしょうか。	
18	【該当箇所】 44 頁 13 行目～16 行目及び注釈 31 複数の公益目的事業を実施している公益法人が公益目的事業について変更申請を行う場合には、変更認定の直接の対象ではない事業も含めた当該法人の公益目的事業全体について、ガイドラインに即して公益目的事業該当性の判断に当たって必要な事項を端的かつ簡潔に記載する形に申請書記載事項を改めることができる。 31 例えば、既存の申請書記載事項として、公益認定の時点において実施していた事業の実績や、毎年の経営判断により変更が見込まれる事項（開催地や参加者数など）について記載している場合は、該当する内容の事業計画書や事業報告への記載を前提に当該記載を削除することが考えられる。 【質問・意見】 当該記載は変更認定申請を行う際に他の事業の申請書記載事項についても	簡素化については貴見のとおりです。 注釈 31 について、簡素化の際にどのような記載を簡素化することができるかを例示しているところですが、直接の変更認定対象以外の事業について、注釈 31 で例示した以外の内容も含めて簡素化を行うことは可能です。

	一緒に変更（簡素化）を行うことができるという解釈で間違いないでしょうか。 注釈 31 に記載いただいている内容は所謂事業の実績であり、44 頁 6 行目に記載いただいている申請書記載事項と考える事項のように思いますが、変更認定の直接の対象ではない事業については注釈 31 に記載いただいている内容レベルの変更のみ可能（簡素化等は不可？）という取扱いになるのでしょうか。	
19	【該当箇所】 96 頁 2 行目 同一の団体は、人格、組織、規則などから同一性が認められる団体ごとに判断する。 【質問・意見】 公益法人制度等に関するよくある質問（FAQ）令和 5 年 12 月版問Ⅳ-2-①では「同一の団体とは、基本的には法人格を同じくする単位で考えます」とあり、現在も同様の取扱いである旨、以前内閣府のご担当者様に確認させていただいたところです。 その旨ガイドラインもしくは現在の FAQ 等に記載した方がわかりやすいと思うのですが、いかがでしょうか。	ガイドラインにおいても記載のとおり、他の同一の団体の対象となる団体には、権利能力なき社団も含まれる一方で、完全子会社は実質的に同一の団体と取り扱うべきではないかという議論がある中で、法人格が異なるものは別団体として整理してきたところです。御指摘のような記載については法人格のみを判断基準としているとも考えられるため、原案の方が適切であると考えられます。
20	【該当箇所】 101 頁 21 行目 また、説明責任を求める趣旨を踏まえると、「職員給与」や「顧問料」として	御質問の 99 頁と 101 頁については、対象が異なっております。 99 頁については、認定法 5 条 14 号に基づき作成することとなる役員等の報酬等の支給の基準における役員の報酬に何が含ま

	受ける給与・報酬（旅費その他の経費の実費相当額の支給を除く。）を含めて透明性の確保を図ることとする。 【質問・意見】 99 頁ア（i）において「役員が職員を兼務する場合において、職員としての勤務の対価として相応の給与を受ける場合には、当該給与は、報酬等に該当しない。」とありますが、当該記載には「職員給与も含む」とあります。 「職員としての勤務の対価として相応の給与を受ける場合」と当該記載の「職員給与」は同一の物か別の物か、また同一の場合は役員報酬に含むのか含まないのか、考え方についてご教示下さい。	れるかについての説明です。 101 頁の記載については、運営組織に関する重要な事項（認定規則 46 条 1 項 2 号）の中で公表する理事等の公益法人から受ける財産上の利益の総額に、どのようなものが含まれるかに関する説明になります。
21	【該当箇所】 230 頁 9 行目 重点検査を行うに当たっては、直近の事業報告を確認した上で検査に臨むこととする。 【質問・意見】 現行のガイドラインでは「原則として事前に、立入検査実施通知書を作成し法人へ送付する」とあるが、重点検査についても立入検査実施通知書を送付しない取扱いとなるのかご教示ください。	本改訂案では、現行のガイドライン第 6 章第 4 節「第 2 重点検査」及び「第 3 点検調査」のうち、手続きに関する記述を削除し、「第 4 立入検査の手続について」にまとめて記載することとしています。 そして、立入検査（重点検査及び点検調査）を実施する際の法人への通知方法については、同項一番目の○に記載のとおり、緊急性等を考慮して立入検査実施通知書、メール等の適切な方法を選択することとしました。 したがって、重点検査について、一律に立入検査実施通知書を送付しない扱いとなるわけではありません。
22	【該当箇所】 249 頁 16 行目 ① 変更認定が必要な事例としては、例えば、	貴見のとおりです。

	・ 公益信託事務の実施に伴い複数の都道府県で事業を実施することになり行政庁の変更が発生する場合 ・ 公益信託の受託者となる時点で申請書記載事項に含まれていない事業を新たに公益信託事務として実施する場合（これまで大学生向けの奨学金事業を公益目的事業として実施していた法人が、公益信託事務として新たに研究者の支援を開始する場合など）が考えられる。 【質問・意見】 ①に該当する場合、当該公益法人は行政庁に対し、 ・ 公益法人としての変更認定申請 ・ 公益信託としての新規認可申請 の手続きが必要ということでしょうか。 なお、この場合は行政庁が同じ場合、同審議会において別案件としてそれぞれ諮問し、答申することとなるのでしょうか。	
23	【該当箇所】 210 頁 20～24 行目 運営体制の充実及び透明性の向上を公益法人の責務とするとともに、事業報告においてその内容を開示することとしている（透明性の向上に係る取組については、事業報告に記載しなくとも自明であることから、必要的記載事項とはしていないが、法人の自主的な取組として記載することは排除されない。） 【質問・意見】	貴見のとおり修正することとします。

	(修正案) 「運営体制の充実」及び「透明性の向上」を公益法人の責務とするとともに、事業報告においてその内容を開示することとしている（ただし、「透明性の向上」に係る取組については、必要的記載事項とはしていないが、法人の自主的な取組として記載することは排除されない。）。 (理由) 左記の括弧内の記述を根拠に、「運営体制の充実を図るための取組」そのものを記載不要と曲解する法人の担当者がいたため。	
24	【該当箇所】 ページ数は改定案（見え消し）に準拠します。 45 ページ 13, 16 行目 ②…（その際、申請書記載事項は変更しないものとする）の削除 ③…（認定時の考え方を示すものとして申請書の記載は変更しない）の削除 【質問・意見】 該当箇所が削除されているが、この削除された意図を確認したい。 1. ②と③の変更届出において、申請書記載事項の修正を可能としたため 2. 前提として、変更届出による申請書記載事項の修正はできないため（敢えて記載する必要があると判断したため） その他意図されるところがあれば、ご教示願います。	「1. ②と③の変更届出において、申請書記載事項の修正を可能としたため」が理由となります。今般の変更で、申請書記載事項に現行法人の移行措置に該当する変更が反映され、過去の変更届出書を全て確認する必要がなくなるほか、変更内容の位置付けが明確になるものと考えております。
25	【該当箇所】	「公益目的事業の種類及び内容、収益事業等の内容を記載した

	ページ数は改定案（見え消し）に準拠します。 209 ページ 5 行目～ したがって公益目的事業の種類及び内容並びに収益事業等の内容については、行政庁に提出した最新の変更認定又は変更届出の申請書記載事項を踏まえて記載する。 【質問・意見】 【内閣府 公益法人メールマガジン】臨時号（令和 8 年 1 月 28 日発行）においては、公益認定申請書（変更の認定を受けた場合又は変更を届け出た場合にあってはそれらのうち最も遅いもの）に記載した各事業の内容を転記することとされており、ガイドラインに記載の表現に相違があります。 該当箇所に限らず、「公益目的事業の種類及び内容、収益事業等の内容を記載した書類」の説明において「転記」と記載されている箇所がありませんが、メールマガジンの内容と統一されるべきではないでしょうか。 もしくは、転記する必要がないとの意図があり、あえて記載されていないのでしょうか。 当県の現時点での対応としては、メールマガジン臨時号に記載に従い、原則は転記すべきと指導しております。	書類（別紙 2）について、一般論としては申請書記載事項を転記して作成することが想定されるところですが、申請書記載事項に事業の実績等に関する記載がある場合など、常に全ての内容の転記を行うことが求められるわけではないため、転記という表現を使用しておりません。
26	【該当箇所】 ページ数は改定案（見え消し）に準拠します。 43 頁 13 行目 「公益目的事業の内容に実質的な影響を与えないことが明らかなもの」	御指摘を踏まえて、該当箇所の注釈に以下の文言の追記することとします。 注 30 令和 6 年の制度改革以前と異なり、規則上、申請書記載事項に変更があっても軽微とされる事項が明記された新制度にお

	【質問・意見】 抽象的な印象を受けるため、いくつか具体的な例を挙げていただきたいです。	いて、「公益目的事業の内容に実質的な影響を与えないことが明らかなもの」の解釈は、限定的に行う必要がある。<u>変更届出事項の例については、第4章第4を参照</u>
27	【該当箇所】 31頁 1行目 新しい申請書への切替えを行わない公益法人が「公益目的事業の種類及び内容」として備置き・閲覧等の対象とし、行政庁に提出する書類は、令和7年4月1日に改訂される前の旧様式によるものとする。また、軽微な変更として行政庁に変更届出を行う場合には、同様に旧様式で変更を行う 【質問・意見】 第2章第4（2）現行法人の移行措置について で、一定の範囲内での事業拡大と縮小、質の確保といった場合に変更届出として取り扱うとされているが、申請書記載事項に関しては、何かしらの変更認定がない限り、切替えの機会はない。 多くの法人は、変更認定を行う機会が多くはなく、当該書類を簡素化することができない。また、いつまでも旧様式を使用することは、混乱の元になると感じている。 令和8年度事業計画書等提出書で、認定されている申請書記載事項の確認はできているので、令和9年度以降、新様式での内容記載に変更することはできないでしょうか。	申請書記載事項の簡素化については、簡素化の際の表現によっては、認定を受けている事業の公益目的事業該当性に実質的な影響を与える変化が生じる可能性を排除することが困難であり、変更届出事項とすることは適切ではないと考えられます。
28	【該当箇所】 233頁 10行目	監督処分の内容の公表に加えて結果の公表をすることについては、認定法57条に基づく情報の提供に該当するものと考えて

	「またあわせて、内閣府においては、監督に係る透明性確保及び公益法人の予見可能性の向上のため、実施した行った監督処分等の内容や結果を整理し、一覧性をもって公表することとしている。」 【質問・意見】 監督処分の内容の公表に加えて結果の公表をすることについて、法律等どのように整理をされているのか教えていただきたい。 結果の公表をする場合、内閣府としてはどの程度まで公開することを想定されているか、お示しいただきたい。（例えば、報告徴収をした場合にその回答があった事実のみを公表するのか、回答の詳細まで公表するのか。）また、過年度に監督処分を行った法人については、結果の公表をする対象に含まれるか教えていただきたい。	おります。 結果の公表については、内閣府では、勧告以上の処分を行った場合に、以下の項目を公表しております。 ①処分を行った日付 ②法人の名称 ③行政庁 ④処分の種類 ⑤件名 ⑥監督措置の結果（令和7年4月以降のみ） 詳細につきましては、公益法人 Information の勧告等事例集 https://www.koeki-info.go.jp/activities/brp3ihpgyj.html を御参照ください。 なお、内閣府では、直近 10 年分の公表を行うこととしております。
29	【該当箇所】 260 頁 29 行目 使途の指定がない寄附があった時は、その額の 6 割を公益目的事業会計で、4 割を公益信託会計で収受する】といった規定を公益信託の信託行為（信託契約書又は遺言）に記載すれば、その割合に従った寄付額の配賦が認められると考えられる。 【質問・意見】 ガイドライン内で、「寄附」と「寄付」の両方の記載があるが、使い分けをされている理由を教えていただきたい。	「寄附」と「寄付」については表記揺れとなりますので、他の文書を引用しているなど特段の事情が無い限り「寄附」に統一することとします。

30	【該当箇所】 146 頁 注記 8 公益充実資金の取崩し（積み立て時に費用計上）又は剰余金の解消策（後述）により取得した公益目的保有財産に係る減価償却費が含まれる場合には、当該額を費用から控除するもの。 【質問・意見】 令和 6 年会計基準の注記「(3) 使途拘束資産（控除対象財産）の内訳と増減額及び残高」の記載例でも 1,000 万円のうち、2 割に当たる 200 万円は公益充実資金の取崩しによるとあるように、資産取得額の一部に公益充実資金の取崩しを充てることも想定されていることと思います。 ①費用から控除する減価償却費について、取得金額のうち費用から控除するのは、公益充実資金の取崩しに対応する減価償却費のみかどうか分かりにくいため、例えば、「～により取得した公益目的保有財産に係る減価償却費が含まれる場合には、当該額（積み立て時に費用計上又は剰余金の解消策とした額に対応する額）を費用から控除するもの。」のような形に改正してはどうか。 ②公益充実資金を取り崩して公益目的保有財産を取得した場合、中期的収支均衡の算定上、公益充実資金に関する収支の欄の収入に上げ、毎年減価償却費を計上していくことは可能か。	（①について） 脚注 8 については、「公益目的保有財産の取得時の財源の全部又は一部が公益充実資金の取崩し又は剰余金の解消策（後述）による場合は、当該公益目的保有財産の減価償却費のうち、これらに相当する部分の額を費用から控除するもの（公益充実資金の積立てや剰余額の解消策の実施の時点で費用計上済みであり二重計上を防止するため）。」と修正します。 （②について） 通常算定においては、公益充実資金を取り崩して公益目的事業費に充てる場合は、取崩し額に相当する事業費が計上され収支が均衡しますが、公益目的充実資金を取り崩して公益目的保有財産を取得する場合は取崩し額に相当する費用が計上されず多額の剰余額が発生することになることから、取崩し額を収入に計上せず後年度の減価償却費で調整する取扱いとしています。 また、特例算定の場合は、取崩し額を収入計上しますが、同時に公益目的保有財産の取得価額を費用計上することで収支が均衡することとなっています。公益目的保有財産の減価償却費は毎期、計上されることとなりますが、この減価償却費は調整される必要があると考えます。
31	【該当箇所】 148 頁 8 行目 当該資産に係る減価償却費が後年度に費用計上された場合、中期的収支均衡の計算上、当該資産に係る費用が二重計上されることになるため、当該資産	旧制度（令和 7 年 4 月 1 日より前に開始した事業年度まで適用）において生じた剰余額が解消されず繰越された場合で、旧制度において生じた剰余額の解消策として、取得した公益目的保有財産がある場合、その公益目的保有財産に係る減価償却費は、

	に係る減価償却費は経常費用の額から控除される 【質問・意見】 別表 A (1) 公益目的事業全体の当該事業年度の収支比較における「減価償却費に係る調整（経常費用の控除対象）」について、当方の理解が正しいかご教示ください。 手引き P20①の内容（公益目的保有財産を取得するために公益充実資金を積立て、数年後に当該資金を取崩して当該財産を取得した場合、中期的収支均衡の計算上、当該資金の積立時に取得価額相当額は既に費用に含めていることになる。したがって、減価償却費を費用から控除する。）は、すでに積立額を費用に含めている場合の説明と理解しています。 また、新公益法人会計基準に関する説明会（受託事業者：有限責任監査法人トーマツ）P55（3）1の【留意点】の内容（公益充実資金の取崩などで取得した金額が控除対象）は、当該資金の取崩の前提として、すでに積立額を費用に含めていることと理解しています。 そのため、R7の定期報告書では、過去に資産取得資金（公益目的事業）として積立てられた額（50%繰入により、費用に含めていない積立額）が公益充実資金に移行されているため、制度改正後に取得した公益目的保有財産の減価償却費を費用から控除しない、と理解しています。 以上の理解で相違ないか、ご教示ください。	経常費用の額から控除されず、中期的収支均衡算定上も調整されません。（内閣府 公益法人メールマガジン 第 243 号 令和 8 年 5 月 27 日発行）1. 公益法人運営のワンポイントアドバイス 中期的収支均衡の算式における減価償却費の調整について） これに対して、旧制度下で資産取得資金として積立てられた額については、新制度下（令和 7 年 4 月以降）の公益充実資金に移行した際に、公益充実資金の積立とされ減価償却費控除の対象となります。
32	【該当箇所】	まず、疑問点の 1 点目である「受託者である法人（内閣府注：

P250 囲み文章 第9章 公益法人が公益信託に関わる場合 第1 公益法人が公益信託の受託者となる場合 (競合行為の制限について) 【質問・意見】 公益法人が公益信託の受託者を行う場合、公益法人そのものに寄附するの か、公益信託に寄附するのかが明示しない寄附がなされるであろうことは確か に想定されます。 それが公益信託から見た場合、競合行為と見なされるという点も理解できま す。 その競合状態において、定めが無い中で、その寄附を公益法人の固有財産で 処理した場合、競合行為の制限規定に反するものと考えられる、というの も理解できます。 その結果、例えば【受託者である法人に対して使途の指定がない寄附があ った時は、その額の6割を公益目的事業会計で、4割を公益信託会計で収受す る】といった規定を公益信託の信託行為(信託契約書又は遺言)に記載すれ ば、その割合に従った寄付額の配賦が認められる、としています。 この事のプロセス自体は理解するのですが、疑問点が2点あります。 まず、受託者である法人に対して使途の指定がない寄附があった時に、信託 行為において配賦割合等の定めが無い場合には、その寄附は全額、公益信託 への寄附として処理される必要がある、とも読めますがその理解で正しいで しょうか。ただ、この処理は多くの場合において寄附者の意図するもので無 いように思料します。	これは公益法人に限らず一般的な法人類型全体に対して言える こととして) に対して使途の指定がない寄附があった時に、信託 行為において配賦割合等の定めが無い場合には、その寄附は全 額、公益信託への寄附として処理される必要があるのか」という 点につきましては、 ・ 受託者は信託財産と固有財産とを分別管理する義務があり (信託法第34条)、帰属が曖昧なまま財産を処分することは適当 ではありません。 ・ その上で、信託行為に配賦割合等の定めがない場合の判断に ついては、信託行為の定めからの類推や、寄附者の意思、個別の 事情等を総合的に勘案して判断することになると考えられます。 ・ 一般論としては、寄附者が特段の意思表示をしていない場合 には、当該受託者の固有事業への寄附と解することが自然である ようにも考えられるところ、解釈論である以上個別具体の事情に よって異なり得るものであると承知しております。 その上で、疑問点の2点目である「公益法人運営としても公益 信託側としても、第三者からの寄附は必ずどちらに寄附するかを 寄附者に都度明示してもらうというのが現実的と思われ、本ガイ ドラインではそこを明確に示すべきではないか」という点につ きましては、 ・ 信託法第34条の分別管理義務を適切に履行し、信託財産と 固有財産の識別不能状態(同法第17条及び18条)を未然に防止 するとともに ・ 公益法人・公益信託双方の運営における透明性・適正性を確
---	---

	また、6割を公益目的事業会計で、4割を公益信託会計で収受する、という定め方は例ではあるとしても、規範的な定め方に思えません。何故なら、公益法人の固有事業と公益信託事務の比重は時々で変わると考え、その寄附割合を事前に信託行為に定めるといった行為は、現実的では無いと考えます（終了を想定していた小規模の公益信託に多額の寄附が配賦されるといった可能性があります）。 事前の記載の具体例がもう少し現実的なものでないと定め方についての理解が進まないことを懸念します（寄附時点の資産額による按分や、配賦割合を公益法人運営側で毎年度定める、公益信託に按分されない場合の条件を記載する等が現実的なのでは）。 本質的には、公益法人運営としても公益信託側としても、第三者からの寄附は必ずどちらに寄附するかを寄附者に都度明示してもらうというのが現実的と思われ、本ガイドラインではそこを明確に示すべきではないかと思えます。	保し、寄附者の意思を正確に反映した財産管理を実現する観点から 「公益法人の固有事業」か「公益信託の信託財産」のどちらに対して寄附をするのかを寄附者に求める（確認する）ことが”求められる”といった記載に修正しております。
33	【該当箇所】 167 頁 11 行目～14 行目 正当な理由がないのにも関わらず、当該資金の目的とする公益充実活動等を行わない事実があった場合には、積立限度額から当該公益充実活動の所要額を控除し、<u>控除した後の額が公益充実資金の額を上回る場合には、その上回る部分の額を取り崩す必要がある。</u> 【質問・意見】 （下線部修正案） 控除した後の額を公益充実資金の額が上回る場合には、その上回る部分の額	御記載のとおりと考えますので、修正します。

	を取り崩す必要がある。 (理由) 両者の大小関係が逆であると思われる。取崩しが必要であるのは、行わない公益活動の所要額を控除した結果、積立て済みの公益充実資金がそれを上回る場合ではないか。	
--	---	--